京都府立大学の方
075-722-2441

FAX

京都府立医科大学の方
075-213-3591

英語コミュニケーション講座 申込書

フリガナ		大　学	
学生氏名		□ 京都府立大学 □ 京都府立医科大学	
住所（　下宿　・　自宅　） 〒（　　-　　） マンション名　　部屋番号　　号室		携帯番号	
		メールアドレス	
フリガナ		自宅電話番号	
保護者氏名			
		ＦＡＸ	

ご確認事項

※内容を十分お確かめください

本講座は、英語によるコミュニケーション力の向上を主目的として、講義やセルフスタディ、その他の諸活動を通じてその実現をはかります。講座の実施にあたっては当大学生協事務局（以下「講座事務局」）が運営にあたります。

1. 役務の内容及びご購入いただく商品、及びその費用については以下の通りです。（単位：円／消費税含む）

講義（全22回）	60,500
ガイダンス（全1回）	2,500
SEQ行動特性検査受診料（2回パック）	5,000
テキスト一式（セルフスタディ含む）	8,000
TOEIC-IP	3,800
受講料合計	79,800

※上記受講料のお支払い方法は、現金，振込，分割払い（大学生協ローン）がご利用いただけます。代金は開講ガイダンスの前日までにお支払いください。なお、上記の一部のみを申し込むことはできません。

2. 本講座は2017年4月～ 2017年12月までの期間で開講します。

3. 本講座に関わるテキスト・配布資料・その他の印刷物、音源・画像データなど（以下、「教材」といいます）を京都府立医科大学・府立大学生活協同組合（以下、「大学生協」といいます）に無断で複製・複写・中継することは一切できません。

4. 本講座を受ける権利を他人に譲渡することはできません。

5. クーリング・オフに関する事項

(1) 本講座は、受講料を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約成立とします。
(2) 契約書面を受け取った日を含む8日間は、書面により無条件に本講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
(3) 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。
(4) この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に本講座受講料（教材代金含む）の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに大学生協よりその金額の返還をうけることができます。
(5) クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

6. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項

(1) 第1回講義の開始前までの契約解除の場合、受講料（教材代金含む）から違約金15,000円、及び使用された教材の価格相当額を差し引いて返金いたします。
(2) 第1回講義開始後の契約解除の場合、受講料（教材代金含む）から①・②を差し引いた金額を返金いたします。
① 受講料（教材代金含む）から解約申し出日までに実施された講義の対価に相当する受講料（解約お申し出までに実施済みの講座の回数に講座の単価3,000円（税込）をかけた金額）及び使用された教材の価格相当額を控除した金額。
② ①の金額の20%に相当する金額または、50,000円のいずれか低い金額。

7. 本講座では講座の品質管理、効果測定、及びその他の教育的目的と普及のために、録音・録画・撮影を行うことがあります。これらは原則として講座内での上映、及び事務局・講師のみが視聴できるものとします。但し、事務局・講師の管理の下でこれ以外の者に視聴を認める場合があります。その場合でもインターネット上に公開して不特定多数の者が視聴・複製することはできないものとします。

8. 本講座の運営に関する個人情報は京都府立医科大学・府立大学生活協同組合個人情報保護法方針（(http://kpu.u-coop.net/about_seikyo/privacy_policy/)）に則り京都府立医科大学・府立大学生協が管理します。

以上

上記記内容を確認の上、本講座を申し込みます。

年　　月　　日

（学部）　　（学科）　　（氏名）

親権者同意欄（未成年者の場合にご記入ください）

（住所）　　（親権者氏名）